

介護保険料 Q&A

介護保険のサービスを利用していないので、介護保険料は納めなくてもいいですか



いいえ。サービス利用の有無にかかわらず納付しなければなりません。自分がサービスを利用することになったときのためにも、保険料はきちんと納めましょう。

住んでいる地域（市区町村）によって介護保険料は違うのですか



介護保険料は、市区町村で介護保険にかかる見込み額をもとに算出されるので、市区町村ごとに異なります。

介護保険料の納付方法は選べないのですか



はい。納付方法は法律で決められているため、個人で選ぶことはできません。納付方法は、年金の受給額によって異なります。市区町村からの通知の通り、決められた方法で納付をお願いします。

65歳になる年度の介護保険料

介護保険料は64歳までは加入している医療保険の保険料に含まれていますが、「65歳になる月（誕生日の前日が属する月※）」からは、納付書で別に納めます。

※年齢の加算は法律上誕生日の前日のため、65歳の誕生日の前日が属する月から第1号被保険者になります。

国民健康保険（国保）の加入者の場合

65歳になった月以降も国保の保険料に介護保険分が含まれています。これは4月から65歳になる月の前月までの介護保険料を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

▶64歳の分

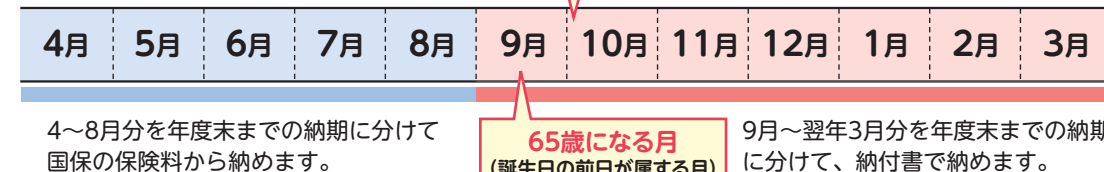
4月から「65歳になる月の前月」までの分を年度末までの納期に分けて、国保の保険料（介護保険分）から納めます。

▶65歳の分

「65歳になる月」から年度末までの分を、年度末までの納期に分けて「介護保険料」として納付書で納めます。

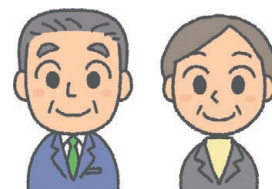


例 10月1日生まれの国保加入者の場合



職場の医療保険の加入者の場合

国保と同じく「65歳になる月」から、市区町村に納付書で納めます。介護保険料の算定方法や対象者など、詳しくは加入している医療保険にご確認ください。



介護保険料は納期内に納めましょう

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、以下の措置が取られます。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分（9割～7割相当分）が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担しなければなりません。保険給付分（9割～7割相当分）の払い戻しを申請しても、その一部または全部が一時的に差し止められます。滞納している保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて利用者負担が3割※に引き上げられ、高額介護サービス費などの軽減措置も受けられません。

※利用者負担の割合が3割の人の場合は、4割になります。

これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなくなりません！

●普通徴収の納期限

期 別	納期限
第1期	7月 令和8年 7月 31日（金）
第2期	8月 令和8年 8月 31日（月）
第3期	9月 令和8年 9月 30日（水）
第4期	10月 令和8年 11月 2日（月）
第5期	11月 令和8年 11月 30日（月）
第6期	12月 令和8年 12月 25日（金）
第7期	1月 令和9年 2月 1日（月）
第8期	2月 令和9年 3月 1日（月）



市指定の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・市役所・各総合支所の窓口またはスマホアプリで納付してください。詳しくは、納付書裏面に記載の納付方法をご確認ください。



禁断転載 ©東京法規出版
KG013130-A15
R8・25500

65歳以上のみなさまへ

介護保険料

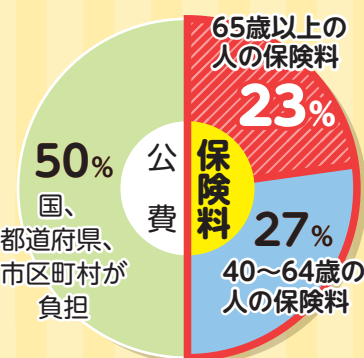
大切です！

令和8年度版

介護保険は、みなさまが納める「介護保険料」と「公費」を財源に運営されています。介護保険を安定的に運営できるよう、介護保険料の納付にご協力をお願いします。



介護保険の財源（令和6～8年度の割合）



介護保険の財源の半分が介護保険料です。



たつの市 高年福祉課
（TEL.0791-64-3155）

介護保険料の納め方

年金の受給額によって納め方が異なります。

※老齢福祉年金は対象になりません。

普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

たつの市から送付される納付書（または口座振替）で、期日までに金融機関、コンビニエンスストアなどを通じて納めます。

安心・便利な口座振替を
利用しましょう！

保険料の納付は口座振替がおすすめです。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。たつの市指定の金融機関でお申し込みください。

口座振替の手続きに必要なもの

●保険料の納付書

●預（貯）金通帳

●通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足により自動引き落としができなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金の定期支払いの際に、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

●特別徴収の納め方（前年度から特別徴収の場合）

4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
------------	------------	------------	-------------	-------------	------------

仮徴収

本徴収

前年の所得が確定するまでは、仮に前年度2月分と同額を納めます。

確定した保険料年額から、仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます。

年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳になった場合
- 年金の受給が始まった場合
- ほかの市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

など

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。

たつの市の基準額
68,400円（年額）

※1 合計所得金額

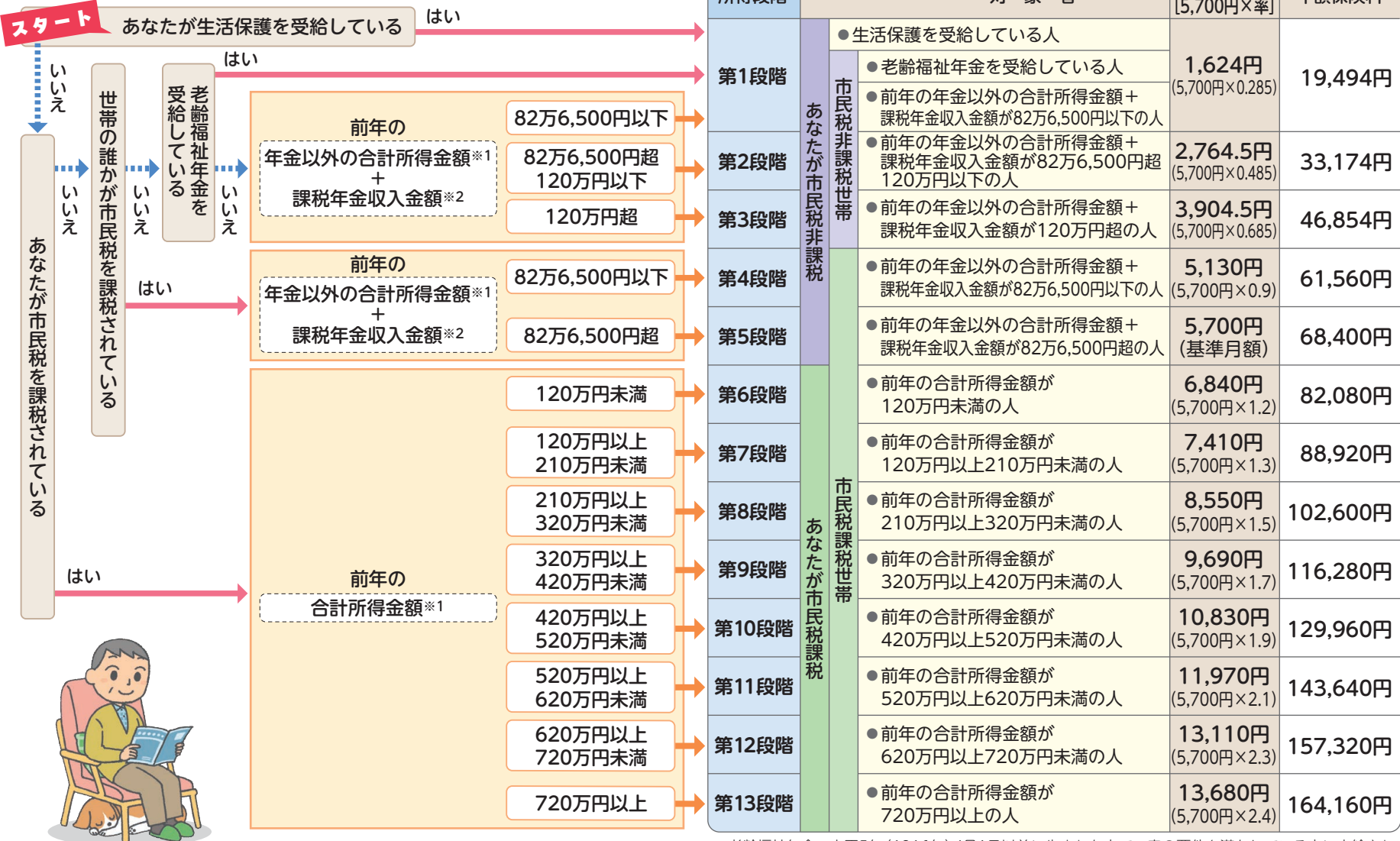
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 課税年金収入金額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入金額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。



たつの市の65歳以上の方の介護保険料額（令和6～8年度）

所得段階	対 象 者	月額保険料 [5,700円×率]	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している人	1,624円 (5,700円×0.285)	19,494円
第2段階	●老齢福祉年金を受給している人	2,764.5円 (5,700円×0.485)	33,174円
第3段階	●前年の年金以外の合計所得金額＋課税年金収入金額が82万6,500円以下の人	3,904.5円 (5,700円×0.685)	46,854円
第4段階	●前年の年金以外の合計所得金額＋課税年金収入金額が120万円超の人	5,130円 (5,700円×0.9)	61,560円
第5段階	●前年の年金以外の合計所得金額＋課税年金収入金額が82万6,500円超の人	5,700円 (基準月額)	68,400円
第6段階	●前年の合計所得金額が120万円未満の人	6,840円 (5,700円×1.2)	82,080円
第7段階	●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,410円 (5,700円×1.3)	88,920円
第8段階	●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	8,550円 (5,700円×1.5)	102,600円
第9段階	●前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	9,690円 (5,700円×1.7)	116,280円
第10段階	●前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	10,830円 (5,700円×1.9)	129,960円
第11段階	●前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	11,970円 (5,700円×2.1)	143,640円
第12段階	●前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	13,110円 (5,700円×2.3)	157,320円
第13段階	●前年の合計所得金額が720万円以上の人	13,680円 (5,700円×2.4)	164,160円

※老齢福祉年金：大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方に支給される年金です。